

第2編 心のかよった社会福祉の推進

第1章 地域福祉の体制整備

第1節 福祉活動のための体制整備

第1項 地域福祉計画

地域福祉課

1. 船橋市地域福祉計画「コミュニケーション^{シティ}船橋の創出」

(1) 計画策定の背景と概要

少子高齢化や核家族化が急速に進み、人々の価値観も多様化している中で、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が問題となっています。

また、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケア、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーと言われる子供たちなど、複合的な課題を抱え、従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

こうした状況を踏まえて「市民の誰もが生き生きと自分らしく安心して暮らし続けることのできる船橋」を創出するため、地域と行政の役割分担のあり方や、「市民」「地域」「行政」のそれぞれが取り組んでいくべき施策を掲げたものが「船橋市地域福祉計画」であり、メインテーマを「コミュニケーション^{シティ}船橋の創出」としています。

船橋市地域福祉計画は、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画が施行され、新たに令和4年度から第4次計画が施行されました。その間、平成29年に社会福祉法が改正され、地域福祉計画が、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。第4次計画では、第3次計画における取り組みを引き継ぎながらも、「地域共生社会」の実現に向けた観点から重要となる施策を重点施策に設定し、計画を推進していきます。

(2) 計画の特徴

①第4次計画策定の経緯

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域づくりの指針として、市が果たすべき役割(公助)と市民一人ひとりや地域に期待される役割(自助、共助・互助)の両方が明記されており、活動主体である一人ひとりの市民にとって身近でわかりやすい計画となるように配慮して策定しました。

策定にあたっては、市民に主体的な議論を行っていただくため公募委員や、学校教育関係者等を加えた地域福祉計画策定委員会を設置し、令和元年8月より計8回の策定委員会を開催して骨子案を策定しました。また、庁内では、部局長等から構成される検討本部を3回開催したほか、課長等から構成される検討部会や、係長等から構成されるワーキンググループも行い、最終的に計画書をまとめました。

②地域福祉の役割分担と第4次計画の重点施策

自立した個人が相互に助け合うという「共助社会」を構築していくためには、一人ひとりの市民、NPO・ボランティア団体等の市民活動団体や社会福祉協議会等の地域社会、そして行政としての市が各々に役割を果たしながら連携・協力していくことによってはじめて実現が可能となります。本計画では地域に住む一人ひとりが努力することを「自助」、地域が協力して実行していくことを「共助・互助」、行政が責任を持って推進することを「公助」と3つに区分し、役割を明確にすることによって計画の実現を目指します。

第4次計画は、福祉分野の上位計画としての地域福祉推進の基本方針であると共に、地域福祉に関する施策を推進するための共通理念と取り組みの方向性を示しています。これまでの第3次計画の施策項目を継承しながら、「地域共生社会」の実現に向けた観点から特に重要となる施策を重点施策に定めています。

重点施策を推進することで、①世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する地域づくりに向けた支援、②社会とのつながりを作るための支援を行う参加支援、③世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援という3つの支援を進め、「地域共生社会」の実現を目指します。

(3) 計画の推進体制

本計画は、実効性を高めるために行政及び船橋市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）に対して、提言・助言を行うことを目的とした地域福祉計画推進委員会を、地域福祉計画策定委員会のメンバーを中心に7人で設置して、計画を推進していきます。

また本計画においては、船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会を地域福祉推進の中心となる組織と位置づけており、「自助」「共助・互助」として掲げた項目の実現については、船橋市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」により、具体的な事業を推進していくこととなります。

「地域福祉活動計画」については、平成28年に第3次計画が策定され、令和5年度施行予定の第4次計画の策定に取り組んでいます。

①「地域福祉計画推進委員会」による提言

同推進委員会では、①計画で提言している公助、共助・互助項目の個別事業の進捗状況の把握、②推進委員会での検討・協議、③推進委員会からの公助、共助・互助項目の推進に関する提言、④提言を受けての各所管課・社会福祉協議会による改善のための取り組み、という年間のサイクルによって計画を推進してきました。

また、令和元年度においては、第4次計画策定に向け新たに設置した地域福祉計画策定委員会への引継ぎを行い、現行計画の進捗管理と次期計画の策定を一体的に進めました。

②「地域福祉支援員」を配置

「共助社会の構築」に向けた仕組みづくりを地域が主体的に取り組めるよう、行政サイドから地域を支援する具体的な施策として、平成 18 年度から「地域福祉支援員」を地域福祉課内に配置しました。

《主な業務内容》

- ・地域ぐるみの福祉活動を啓発するための出前講座の実施及び内容の拡充
- ・地域住民同士による家事援助を中心とした「助け合い活動」を普及するため、各地区に設置される生活支援コーディネーターと連携し、地域に向いての団体立ち上げ支援及び活動の普及
- ・各地区社会福祉協議会の特徴的な取り組みなどを情報収集し、他地区へ情報提供
- ・地区社会福祉協議会の事務局員等のスキルアップを目的とした研修を船橋市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会と共に検討及び実施
- ・船橋市社会福祉協議会が策定する「第 3 次地域福祉活動計画」の推進に向け、船橋市社会福祉協議会に対して情報提供などによる支援
- ・福祉に関するボランティアを充実するための検討

第 2 項 地域福祉活動の推進

1. 地域福祉活動助成金交付事業

「福祉と緑の都市宣言」に伴う記念事業のひとつである、福祉基金の設置により、基金から生じる運用収入等を活用し、市民活動団体が行う地域福祉の推進を目的とする事業に対して助成金を交付しています。

《助成対象事業》

1. 船橋市地域福祉計画を推進するための事業
2. 在宅福祉の普及・向上に資する事業
3. 健康・生きがいつくりの推進に資する事業
4. ボランティア活動の活性化に資する事業
5. その他、地域福祉の増進に資する事業

表 I-2-1-1 交付実績

区分	年度	元	2	3
地域福祉活動助成金交付額（円）		1,439,000	809,000	1,553,000
地域福祉活動助成金交付団体数（団体）		17	15	15

第2節 福祉団体等の育成・支援

第1項 社会福祉団体の育成

1. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、自主的に社会福祉の増進に努める民間の奉仕者で、厚生労働大臣の委嘱を受けて市内24地区に定数794人（主任児童委員55人含む）を基準に配置されています。

主な活動は、高齢者をはじめ、障害者、児童、ひとり親世帯、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の生活状態を必要に応じ適切に把握し、生活に関する相談に応じ、必要な助言や援助、福祉サービスを適切に利用するための情報提供等を行うとともに、関係行政機関とのパイプ役となるなど、広範囲にわたって地域社会の福祉増進に努めています。

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

表I-2-1-2 内容別相談・支援件数

内容	元		2		3	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
在宅福祉	1,678	8.9	1,168	8.9	1,182	8.2
介護保険	729	3.9	513	3.9	602	4.2
健康・保健医療	2,843	15.1	1,923	14.6	1,906	13.2
子育て・母子保健	295	1.6	187	1.4	216	1.5
子どもの地域生活	549	2.9	300	2.3	458	3.2
子どもの教育・学校生活	569	3.0	161	1.2	238	1.6
生活費	472	2.5	280	2.1	282	2.0
年金・保険	92	0.5	64	0.5	45	0.3
仕事	86	0.5	48	0.4	66	0.5
家族関係	523	2.8	405	3.1	457	3.2
住居	429	2.3	262	2.0	240	1.7
生活環境	1,173	6.2	1,010	7.7	1,211	8.4
日常的な支援	4,376	23.2	2,901	22.0	3,272	22.7
その他	5,012	26.6	3,963	30.1	4,256	29.5
合計	18,826	100.0	13,185	100.0	14,431	100.0

表I-2-1-3 分野別相談・支援件数

内容	元		2		3	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
高齢者に関すること	13,018	69.1	9,200	69.8	9,840	68.2
障害者に関すること	802	4.3	739	5.6	855	5.9
子どもに関すること	1,631	8.7	786	6.0	936	6.5
その他	3,375	17.9	2,460	18.7	2,800	19.4
合計	18,826	100.0	13,185	100.0	14,431	100.0

表 I-2-1-4 その他の活動件数 (単位：件)

種別 \ 年度	元	2	3
調査・実態把握	10,439	10,364	7,340
行事・事業・会議への参加協力	16,510	5,622	6,392
地域福祉活動・自主活動	23,744	13,987	16,897
民児協運営・研修	23,916	16,850	17,841
証明事務	1,883	1,094	1,258
要保護児童の発見の通告・仲介	794	108	80

表 I-2-1-5 訪問回数

(単位：一人当たり月平均回数)

種別 \ 年度	元	2	3
訪問・連絡活動	7.4	5.4	5.7
その他	5.6	3.2	2.8

表 I-2-1-6 連絡調整回数

(単位：一人当たり月平均回数)

種別 \ 年度	元	2	3
委員相互	4.5	3.7	3.8
その他の関係機関	2.4	1.8	2.0

表 I-2-1-7 活動日数

(単位：一人当たり月平均日数)

種別 \ 年度	元	2	3
活動日数	10.8	8.3	8.8

2. 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

設立経過	昭和 26 年 12 月 1 日 設立 昭和 41 年 8 月 31 日 法人格取得
所在地	船橋市本町 2-7-8 (電話番号 047-431-2653)
会長	若生 美知子
組織	各種福祉団体から選出された理事 12 人、監事 3 人、評議員 13 人によって運営されています。(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(1) 地域福祉活動計画「支え合いのまちづくりプラン」の促進

誰もが自分らしく安心して自立した生活を維持していくためには、行政が果たすべき保健福祉サービスに加えて、地域の助け合いなどによる市民活動の活性化を図ることで、自立した個人や諸団体、福祉事業者などが組織的に連携・協働し、船橋市地域福祉活動計画の理念である「共助社会」を創り出していくことが求められています。

社会福祉協議会は、共助社会の創出を「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり（地域づくり）」として捉え、この理念の実現を目指すべく平成 28 年度から令和 4(2022)年度を計画期間とする「第 3 次船橋市地域福祉活動計画」を策定するとともに、「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や課題整理など、計画を推進するにあたっての提言・助言をいただき、目的の達成に努めました。

地区社会福祉協議会では、ホームページ等を活用した情報の発信や、福祉相談窓口の運営により、住民が地域で安心して暮らせるよう事業を推進しました。

その他の事業についても、計画の推進が図られるよう支援強化に努めています。

(2) 地域組織活動

① 福祉活動の基盤強化

地域住民の身近な日常生活の福祉問題を効果的に、即応性をもって解決するため、生活圏の中での助け合い活動やボランティア活動等により地域福祉の向上を図るとともに、ボランティアセンターの推進及び地区社会福祉協議会の事業の充実強化に努めています。

表 I - 2 - 1 - 8 地区社会福祉協議会設置状況

No.	地区社協名	設置場所	連絡先
1	宮本地区社会福祉協議会	宮本公民館内	047-421-1018
2	湊町地区社会福祉協議会	南老人福祉センター内	047-433-9150
3	本町地区社会福祉協議会	中央公民館内	047-434-6556
4	海神地区社会福祉協議会	海神公民館内	047-437-2207
5	葛飾地区社会福祉協議会	西船橋出張所内	047-437-6633
6	本中山地区社会福祉協議会	西部公民館内	047-336-7011
7	塚田地区社会福祉協議会	塚田公民館内	047-430-7345
8	法典地区社会福祉協議会	法典公民館内	047-430-8077
9	夏見地区社会福祉協議会	夏見公民館内	047-425-3808
10	高根・金杉地区社会福祉協議会	高根公民館内	047-438-5671
11	高根台地区社会福祉協議会	高根台公民館内	047-467-4551
12	高芝地区社会福祉協議会	新高根公民館内	047-469-5050
13	前原地区社会福祉協議会	東部公民館内	047-471-8121
14	二宮・飯山満地区社会福祉協議会	飯山満公民館内	047-424-0317
15	菓円台地区社会福祉協議会	社会福祉会館内	047-469-6118
16	三田習地区社会福祉協議会	三山市民センター内	047-471-3325
17	習志野台地区社会福祉協議会	習志野台 1-6-7 ライツ C 号室	047-465-0250
18	二和地区社会福祉協議会	二和公民館内	047-447-3711
19	三咲地区社会福祉協議会	三咲公民館内	047-440-2161
20	八木が谷地区社会福祉協議会	八木が谷公民館内	047-448-7713
21	松が丘地区社会福祉協議会	松が丘公民館内	047-468-6120
22	大穴地区社会福祉協議会	海老が作公民館内	047-464-8581
23	豊富地区社会福祉協議会	北部公民館内	047-457-1552
24	坪井地区社会福祉協議会	坪井公民館内	047-402-0933

② ボランティアの育成（令和3年度）

ここ数年、社会福祉の動向は、社会保障や施設の整備等の充実にあわせ、生活支援サービスや、住みよい福祉のまちづくりなど、地域住民の連帯意識に基づく、ボランティア活動への積極的参加が求められています。これらの活動の推進を図るため、「ボランティア」との連絡調整、広報活動、相談活動、講座、研修等の事業の推進に努めています。

- 1) ボランティアの発掘及び育成
- 2) ボランティア連絡協議会に協力
- 3) 県・他市ボランティア関係者・団体との連携
- 4) 地域ボランティアとの相談調整（24 地区）

- 5) 制度ボランティア・一般ボランティアとの連絡調整★¹
- 6) 中学生ボランティア養成講座開催★²
- 7) おもちゃの図書館運営 2か所（東簡易マザーズホーム内・西簡易マザーズホーム内）★²
- 8) シニアボランティア研修会（参加者 44 人）★¹
- 9) 船橋市福祉教育推進指定校の指定 96 校（小学校 54 校、中学校 27 校、高等学校 15 校）
- 10) 車イス貸し出し（体験学習を含む）（109 件・192 台）
- 11) 高齢者疑似体験セット貸し出し（15 件・123 セット）
- 12) アイマスクの貸出（10 件・570 個）及び点字板の貸出（4 件・170 枚）
- 13) 小学生向け福祉冊子「やさしい気持ち」配布（小学校 55 校（主に 4 年生対象）6,500 冊）

表 I-2-1-9 ボランティア登録及びあっせん状況（令和 3 年度）

登録ボランティアグループ数	175 グループ 2,943 人	合計	3,246 人
個人ボランティア数	303 人		
新規ボランティアあっせん状況	0 件 延人員数	0 人	

③ 民生児童委員協議会との協働活動

市民生児童委員協議会理事会及び 24 地区民生児童委員協議会定例会に出席するとともに、地域福祉の増進を図るため、活動費を助成し福祉活動の活発化に努めています。

表 I-2-1-10 地区研修会開催費助成状況（単位：千円）

区分	年度	元	2	3
地域活動費		780	789	1,578

(3) 児童福祉活動

① 子どもの遊び場設置に伴う遊具の安全管理

児童の健全育成と事故防止のため、「子どもの遊び場」の促進に努めています。

表 I-2-1-11 子どもの遊び場設置状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）

NO	遊び場名称	設置場所	
1	つばめちびっ子遊園	宮本 4-12-23	昭和 44 年度設置
2	旭町水元子供遊園	旭町 2-18	昭和 47 年度設置
3	楠が山永妻こども遊園	楠が山町 242-2	平成元年度設置

② 子育てサロン事業

地域内で子育てについて、情報交換や相談をする場が少ない親（親子）を対象として、情報交換や育児相談、交流できる場の提供に努めています。

表 I-2-1-12 子育てサロン事業実施状況 (令和4年3月31日現在)

区分	年度	元	2★ ¹	3★ ¹
開催回数 (回)		443	12	135
延参加人数 (人)		19,050	382	2,834
延ボランティア数 (人)		3,339	129	76

(4) 低所得者及び障害者福祉対策活動

① 生活福祉資金

低所得世帯に対して、経済的自立と生活の安定を図ることを目的として資金の貸付けを行っています。

表 I-2-1-13 資金貸付実績

資金の種類	元		2		3	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
福祉資金	22	2,088,300	5	942,700	16	8,529,300
教育支援資金	123	85,957,200	142	98,140,500	138	99,815,500
緊急小口資金	36	3,809,700	3,702	715,563,200	1,338	255,454,400
総合支援資金	1	320,000	2,286	1,603,110,000	1,073	604,950,000
臨時特例つなぎ資金	0	0	1	100,000	2	84,500
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	1	8,596,000	3	35,876,400	0	0
生活復興支援資金	0	0	0	0	0	0
合計	183	100,771,200	6,139	2,453,732,800	2,567	968,833,700

※緊急小口資金、総合支援資金にはコロナ特例貸付を含む。

② 福祉銀行資金

福祉銀行は、緊急に支援を要する生活困窮者に対して貸付、交付を行っています。

表 I-2-1-14 貸付・交付実績

区分	元		2		3	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
貸付	593	6,165,642	569	5,952,828	402	4,390,149
交付	29	8,970	37	11,460	29	8,990

(5) 老人福祉対策活動

高齢者福祉課

① 老人クラブ等自動車支援事業 (福祉バス) (令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)

老人クラブ等の高齢者団体が会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図るため、研修等を実施する場合に「大型バス」を貸し出しすることにより、老人福祉の増進を図っています。

《大型バス》 運行事業及び代替による借上げバスの運行事業

表 I-2-1-15 大型バス運行状況

区分	年度	元	2★2	3★2
運行回数 (回)		125	—	—
運行利用者延人数 (人)		3,976	—	—

② 老人クラブ自動車借上料の補助事業 (令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)

老人クラブ会員相互の親睦・教養の向上を図るため大型バス (観光バス) を借上げた場合、借上げ料の一部を補助し老人クラブの支援に努めています。

表 I-2-1-16 バス借上補助事業

区分	年度	元		2★2		3★2	
		クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)	クラブ数	金額 (円)
15人～29人		13	501,800	—	—	—	—
30人以上		13	1,073,956	—	—	—	—

③ ミニデイサービス事業

地域福祉課

ひとり暮らし及び日中一人になる高齢者で引きこもりがちな方・介護保険認定外 (自立判定者) の方を対象とし、健康チェックや軽体操等を行う中で、生きがいつくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-17 ミニデイサービス事業実施状況

区分	年度	元	2★1	3★1
開催回数 (回)		672	26	48
延参加人数 (人)		19,845	439	803
延ボランティア数 (人)		8,076	484	459

④ ふれあい・いきいきサロン事業

地域住民の誰もが自由に参加でき、参加者自身が内容について企画する中で、趣味やレクリエーション (ゲーム等) を通じ、世代を超えた仲間づくりの場の提供に努めています。

表 I-2-1-18 ふれあい・いきいきサロン事業実施状況

区分	年度	元	2★1	3★1
開催回数 (回)		628	10	33
延参加人数 (人)		17,576	154	391
延ボランティア数 (人)		4,042	171	217

(6) 共同募金協力事業

民間社会福祉事業に対する援助やボランティア活動、地域福祉活動の推進等のために、共同募金会が行う募金活動に対して、積極的な協力を行っています。

表 I-2-1-19 赤い羽根募金配分状況

配分先	年度		元		2		3	
	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
1. ボランティア育成事業費	7,129,429	41.7	10,007,767	58.9	6,870,383	63.6		
2. 広報活動費	481,023	2.8	95,940	0.6	106,144	1.0		
3. 各種団体助成費 (母子・障害児者等)	2,670,000	15.6	2,140,000	12.6	2,347,624	21.7		
4. 老人福祉活動費	1,716,332	10.0	1,041,009	6.1	0	0		
5. 共同募金推進費・障害者福祉活動費	5,104,216	29.9	3,717,284	21.8	1,470,546	13.7		
合計	17,101,000	100.0	17,002,000	100.0	10,794,697	100.0		

表 I-2-1-20 赤い羽根募金状況

種別	年度		元		2		3	
	募金額 (円)	割合 (%)	募金額 (円)	割合 (%)	募金額 (円)	割合 (%)	募金額 (円)	割合 (%)
戸別	21,145,162	86.7	17,146,634	83.4	16,267,437	86.4		
職域	163,606	0.7	154,358	0.7	168,520	0.9		
学校	1,015,572	4.2	816,084	4.0	871,519	4.6		
法人	798,011	3.3	1,030,529	5.0	741,090	3.9		
その他	1,254,792	5.1	1,419,708	6.9	789,826	4.2		
合計	24,377,143	100.0	20,567,313	100.0	18,838,392	100.0		

表 I-2-1-21 歳末募金配分状況

配分先	年度	元	2	3
	配分額 (円)	配分額 (円)	配分額 (円)	配分額 (円)
要保護世帯	7,305,000	7,005,000	8,316,000	
準要保護世帯※	—	—	113,286	
地域活動支援センター等	1,680,000	1,760,000	840,000	
地域福祉推進費	12,136,248	10,632,926	6,890,902	
合計	21,121,248	19,397,926	16,160,188	

※準要保護世帯へは令和3年度より配分を開始した。

(7) 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行

(令和4年度より地域福祉バス借上料補助事業へ統合)

福祉団体及び福祉関係者が行う研修、視察、福祉活動等に利用してもらうことによって福祉の向上に努めています。

《主な行先》 船橋市内・市川市・松戸市・佐倉市・香取市・千葉市ほか県内

表 I-2-1-22 一般貸切旅客自動車借上利用事業大型バスの運行状況

区分	年度	元	2★ ²	3★ ²
運行回数 (回)		87	—	—
参加延人数 (人)		3,115	—	—

※ 運行回数はリフト付バスを含む

(8) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業

判断能力が十分でない方の権利を擁護することを目的として、その方が自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等のサービスを契約に基づいて提供に努めています。

令和3年6月より成年後見アドバイザーを設置し、成年後見制度について専門的な相談体制を整え、成年後見なんでも相談会を実施しています。

表 I-2-1-23 権利擁護の相談・契約状況

内容 年度	新規相談人数(人)			合計 (人)	相談等 延べ回数(回)	新規訪問調査		新規契約件数 (件)
	高齢者	知的 障害者	精神 障害者 他			新規実人数 (人)	新規延回数 (回)	
元	103	7	15	125	148	56	83	18
2	143	6	32	181	218	65	97	20
3	217	7	45	269	269	35	66	13

表 I-2-1-24 高齢者法律相談状況

内容 年度	受付人数(人)				合計 (人)	相談種別	相談代理人			来談数
	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上			配偶者	子供	甥・ 姪	
元	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上	35	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	31
	3	10	10	12						
2	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上	29	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	25
	1	1	4	23						
3	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上	27	①相続 ②成年後見 ③遺言	配偶者	子供	甥・ 姪	27
	5	1	7	14						

表 I-2-1-25 成年後見相談状況(令和3年6月より開始)

内容 年度	受付人数(人)				合計 (人)	相談種別	相談代理人			来談数
	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上			配偶者	子供	甥・ 姪	
3	60～ 65歳	66～ 70歳	71～ 75歳	76歳 以上	17	成年後見	配偶者	子供	甥・ 姪	17
	5	1	2	9						

(9) 社会福祉事業振興資金貸付事業

民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人等が市内において設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を貸し付け、支援に努めています。

表 I-2-1-26 貸付金額と対象施設数

区分 \ 年度	元	2	3
貸付金 (円)	15,000,000	15,000,000	0
施設数 (件)	1	1	0

(10) 安心登録カード事業

船橋市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会が主体となり、船橋市自治会連合協議会と船橋市民生児童委員協議会が協力して行っている事業であり、高齢者でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、障害がある方等に対する日頃の見守り活動及び事件・事故、突発的な病気などの緊急時や災害時での救援・支援のために自分の情報を登録し、地域で共有するものです。

また、平成24年度から船橋市の避難行動要支援者支援事業と連携し、本人同意を得た上で、市から提供された避難行動要支援者の方々の情報を基に、安心登録カードの登録を促し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

表 I-2-1-27 実施地区社協数と登録者数 (令和4年3月31日現在)

区分 \ 年度	元	2	3
地区社協 (個所)	24	24	24
登録者数 (人)	19,602	19,115	19,567

(11) 生活支援体制づくり推進事業

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、住まい・予防・生活支援・介護・医療が一体的に切れ目なく提供されるサービス提供体制の構築を目指し、その生活支援サービスの充実に向けて、地域資源の開発・支援及びネットワークの構築をすすめ、地域で支える取り組みを支援するため、生活支援コーディネーターを地区社協に配置します。

表 I-2-1-28 設置地区社協数 (単位: 個所)

区分 \ 年度	元	2	3
地区社協	24	24	24

第2項 地域福祉の充実

1. 公益財団法人船橋市福祉サービス公社の設立

高齢者福祉課

福祉サービス公社は「福祉と緑の都市宣言」に基づく記念事業の一つとして、援助を必要とする高齢者、心身障害者等の在宅生活の充実を図るため、利用者のニーズに沿った福祉サービスの提供や普及啓発事業の実施をもって、市民福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。

設立年月日 平成6年3月24日（財団法人として設立）

平成24年4月1日（公益財団法人として認定）

所在地 船橋市本町2-7-8（船橋市福祉ビル4階）

役員等 各種団体から選任された理事9人、監事2人、評議員9人によって構成しています。

(1) 公社自主事業

① 有償在宅福祉サービス

1) さざんかホームヘルプサービス事業

日常生活を営む上で支障がある高齢者、障害者等の生活を支援するほか、妊産婦の母体保護と育児に伴う家事の軽減を図るため、在宅介護に熱意のある市民等を協力員として、生活援助サービス、介護サービス等を有償で提供します。

表 I-2-1-29 実施状況

年 度	元	2	3
延派遣世帯数（世帯）	207	134	206
延派遣回数（回）	666	453	712
延派遣時間数（時間）	1,030	783	1,042

表 I-2-1-30 サービス内容別状況（重複あり）（令和3年度）

内 容	対象家庭	派遣回数(回)
食事の準備・片付け	82	254
衣類の洗濯及び補修	54	158
室内等の清掃、整理整頓	159	563
食料品・雑貨等の買物	19	52
話し相手等	9	18
入浴介助	1	3
通院等外出の介助	10	13
その他（家事支援）	15	39
その他（身体介護）	2	2
合 計	351	1,102

2) 聴覚障害者支援事業

市の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を援助するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

表 I-2-1-31 派遣状況

年 度	元	2	3
総派遣回数(回)	51	20	26
総派遣人数(人)	71	31	36

② 相談・支援サービス事業

在宅介護の悩みや不安等を抱えている市民等からの相談に対し、介護支援専門員、看護師、介護福祉士、認知症ケア専門士等の有資格者が専門的な視点から相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連絡をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。

③ シニアピア・傾聴ボランティア事業

超高齢社会を迎えた今日においては「高齢者同士が支え合う仕組み」が必要となります。

シニアピア・傾聴ボランティア員養成講座を修了した皆さんに「傾聴ボランティア員」として登録していただき、悩み、不安、寂しさを持つ高齢者の「心のケア」と傾聴ボランティアの皆さんの「生きがい」づくりを図り、同世代の高齢者がお互いに支えあう「ふれあいケア」を目指します。

表 I-2-1-32 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2	3
総派遣件数	3,227	409	473

④ 人材育成・研修事業

在宅福祉サービスに関わる人材の育成と介護技術の向上を目的として、研修会の開催や職場体験学習の受け入れを行います。

1) シニアピア・傾聴ボランティア員養成事業

「ピア」とは仲間、同士という意味を持っています。高齢者同士が支え合う「シニアピア・傾聴ボランティア事業」を推進するため、傾聴の技能・技法を身につけた「傾聴ボランティア員」を養成します。

「元気な高齢者がカウンセリングの基本を学び、悩みや寂しさを抱える高齢者の相談や話し相手をする」シニアピア・傾聴ボランティア員を養成します。

表 I-2-1-33 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	15	13	13

2) 職場体験学習受入

介護人材の育成や人の役に立つ喜びを体験していただくことを目的として、介護職を目指す学生や福祉の職場に関心のある市民等を対象として、職場体験実習の受け入れを行います。

表 I-2-1-34 受入状況 (単位：人)

年 度	元	2	3 ★2
受入者数	141	0	—

⑤ 普及啓発事業

パンフレット、ホームページ等により公社及び市の福祉事業や在宅福祉サービスに関する情報の提供を図ります。また、市民を対象とした各種講座を開催します。

- 1) 公社事業、市の福祉施策等の紹介
- 2) 介護予防講座の開催
- 3) 認知症サポーター養成講座の開催
- 4) 家族のための介護教室の開催
- 5) 児童向け福祉講座の開催

⑥ 調査研究事業

多様な福祉ニーズに対応した創造的なサービスの供給体制を確立するため、福祉サービスに関する調査研究を行います。

(2) 介護保険事業

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者及び指定訪問介護事業者として、介護支援事業及び介護サービス事業を行います。

① 介護支援事業

介護保険法に基づいて、高齢者、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者の意向、環境、心身の特性やその有する能力に応じ、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる居宅サービス計画書を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を密に行い、事業の適正な実施を図ります。

表 I-2-1-35 作成状況 (単位：件)

年度	元	2	3
作成件数	902	731	922

② 介護認定訪問調査事業

介護認定訪問調査を指定居宅介護支援事業者として市から受託し、市と一体になって介護認定訪問調査を行います。

表 I-2-1-36 調査状況 (単位：件)

年度	元	2	3
調査件数	4,350 (船橋市 4,268 他市 82)	4,259 (船橋市 4,187 他市 72)	4,350 (船橋市 4,274 他市 76)

③ 訪問介護事業

介護保険法に基づいて、高齢者、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事等の身体介護のほか、日常生活に必要な家事援助等の介護サービスを行います。また、良質なサービスを提供するためヘルパーの資質向上に努めます。

表 I-2-1-37 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	3,012	3,032	3,148
延派遣回数(回)	24,321	24,384	24,356
延派遣時間数(時間)	26,940.5	26,656.5	26,604.5

(3) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいて、身体障害者(児)、難病患者等、精神障害者、知的障害者(児)が自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の家事援助、社会参加のための外出介助等を行います。

表 I-2-1-38 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	2,091	1,917	2,000
延派遣回数(回)	13,496	12,163	12,817
延派遣時間数(時間)	29,066.5	23,284.5	25,615

(4) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて、精神障害者、知的障害者(児)、脳性まひ等全身性障害者(児)が社会生活を営むうえで必要な外出や、余暇活動等の社会参加をするための外出介助等を行います。

表 I-2-1-39 実施状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	819	566	299
延派遣回数(回)	5,336	3,474	1,534
延派遣時間数(時間)	6,757.5	3,533	1,293.5

(5) 受託事業

市からの受託事業として、次の事業を実施します。

① ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

疾病その他の理由により日常生活を営むのに支障がある母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦に対し、ホームヘルパーを派遣します。

② 養育支援訪問事業

子育てや家庭養育上問題を抱える家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。

表 I-2-1-40 ホームヘルパー派遣状況

区分		年度	元	2	3
母子・父子家庭	対象家庭(件)		1	0	0
	派遣回数(回)		8	0	0
養育支援	対象家庭(件)		12	14	12
	派遣回数(回)		162	295	250

③ ひとり暮らし高齢者軽度生活援助事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣し、日常生活上の軽易な援助をします。

表 I-2-1-41 派遣状況

年 度	元	2	3
延世帯数（世帯）	15,744	12,777	12,415
延派遣時間数（時間）	16,941	13,675	13,266

④ 高齢者実態把握事業

船橋市が実施する「船橋市健康スケール」の未返送者等に対し、公社の訪問介護員等が個別に訪問して状況を調査することにより、援助が必要にもかかわらず必要な支援が得られていない可能性がある高齢者を地域包括支援センターの支援に繋がります。

表 I-2-1-42 把握状況（単位：件）

年 度	元	2	3
調査件数	2,000	2,200	2,200

※平成30年度までは、「介護予防対象者把握のための基本チェックリスト」の未返送者等に対する調査

⑤ 一般介護予防事業対象者介護予防事業

一般高齢者を対象に、認知症予防に有効な生活習慣を身につけるため、各種プログラムを用いた認知症の予防活動を実施します。

表 I-2-1-43 実施状況

年 度	元	2★ ¹	3★ ¹
実施回数（回）	19	5	15
参加人数（人）	272	42	93

※ 令和元年度より事業の名称が「一般介護予防事業対象者介護予防事業」に変更になっています。

⑥ やすらぎ支援員訪問事業

認知症高齢者を介護する家族を支援するため、家族の方々が所用等で留守にする場合や休息を必要とする時間帯に「やすらぎ支援員」が訪問し、見守りをしたり、話し相手になります。

表 I-2-1-44 派遣状況

年 度	元	2	3
延訪問回数（回）	252	219	48
延時間数（時間）	635	528	119.5

⑦ 高齢者等食の自立支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし等の高齢者を支援するため、月曜日から金曜日の昼食・夕食に温かな食事の配食サービスを行うとともに希望者には食事内容等を管理栄養士が分析し、栄養指導を実施する「栄養管理サービス」を行います。

表 I-2-1-45 利用状況

年 度	元	2	3
延利用者数(人)	671	717	608
配食数(食)	11,646	13,608	12,594

⑧ 在宅重度要介護者訪問理美容サービス事業（令和4年3月受託契約終了）

理容院・美容院に行くことが困難な重度（要介護4・5）の要介護者の居宅に、理容師・美容師が訪問してカットなどを行います。

※理美容料金は自己負担

（カット代 1回につき 理容 3,700円 美容 3,880円）

表 I-2-1-46 利用状況 (単位：回)

年 度	元	2	3
利用回数	57	72	50

⑨ 聴覚障害者支援（設置・派遣）事業

手話通訳者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に手話通訳者を派遣します。

表 I-2-1-47 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2★ ¹	3
派遣件数	1,619	1,039	1,397
内訳) 労働関係	21	4	9
福祉関係	85	27	47
生活関係	346	234	264
医療関係	597	515	612
教育関係	157	70	81
官公庁	293	140	300
講座	112	27	81
その他	8	22	3

※平成30年度の集計より、官公庁に含めていた講座への派遣を別に集計するようになりました。

要約筆記者派遣

聴覚障害者が、病院・公的機関等を利用する際に、要約筆記者を派遣します。

表 I-2-1-48 派遣状況 (単位：件)

年 度	元	2★ ¹	3
派遣件数	690	265	528
内訳) 労働関係	6	0	1
福祉関係	147	52	133
生活関係	19	1	5
医療関係	62	19	41
教育関係	10	12	20

官公庁	312	171	217
講座	134	0	111
その他	0	10	0

※平成 30 年度の集計より、官公庁に含めていた講座の派遣を別に集計するようになりました。

手話通訳者・要約筆記者設置業務および聴覚障害者相談業務

聴覚障害者の援護に関する相談、手話通訳者及び要約筆記者派遣コーディネート等について、公社に手話通訳者・要約筆記者を配置し、援護の相談や情報の提供を行うほか、関係機関との連絡調整等を図ります。また、聴覚障害者相談員を配置し、聴覚障害者、家族、関係する人からの生活相談に応じ、関係機関との連携調整等を図ります。

表 I - 2 - 1 - 4 9 設置通訳活動状況・相談員状況 (単位：件)

年 度	元	2	3
件数	2,854	2,421	2,903
内訳) 労働関係	141	110	87
福祉関係	180	137	209
生活関係	549	621	595
医療関係	828	756	848
教育関係	143	77	110
官公庁	461	339	514
講座	264	167	248
その他	288	214	292

⑩ 聴覚障害者支援者養成事業

手話通訳者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を確保するため、手話通訳者の養成講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 0 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	19	17	14

手話奉仕員養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる手話通訳者を養成するため、準備講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 1 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	25	18	24

要約筆記者養成講座

聴覚障害者の要望に応えられる要約筆記者を確保するため、養成講座を開催します。

表 I - 2 - 1 - 5 2 養成状況

年 度	元	2	3
講座開催回数(回)	1	1	1
修了者数(人)	6	2	7

⑪ 中途失聴者・難聴者手話講習事業（身体障害者手帳を所持されていない人が対象）

中途失聴者・難聴者に対し、手話の取得を促し社会参加を促進するため、手話講習会を開催します。

表 I-2-1-53 受講状況

年 度	元	2★2	3★1
講座開催回数(回)	1	—	1
参加人数(人)	26	—	14

※参加人数（人）は、講座閉講時の人数。

⑫ ファミリー・サポート・センター事業（介護）

日常生活に不便を感じている高齢者を支援するため、介護に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-54 会員数及び利用状況

年 度		元	2	3
会 員 数 (人)	協力会員	175	173	156
	利用会員	199	202	206
	遠隔地会員	283	295	312
	本人会員	205	216	220
	両方会員	3	3	3
利用回数（回）		3,070	2,023	1,552

※利用回数（回）には、キャンセルとなった回数も含んでいます。

⑬ ファミリー・サポート・センター事業（育児）

地域の中で安心して子育てができるよう、育児に関する相互援助活動の調整等を行います。

表 I-2-1-55 会員数及び利用状況

年 度		元	2	3
会 員 数 (人)	協力会員	598	608	602
	利用会員	2,979	2,961	2,884
	両方会員	105	100	94
利用回数（回）		8,961	5,392	8,522

※令和元年度から利用回数（回）に、キャンセルは含めておりません。

⑭ 緊急一時支援事業

ひとり暮らし高齢者等が急な体調変化などで日常生活に支障が生じた場合に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

表 I-2-1-56 派遣状況

年 度	元	2	3
訪問世帯(世帯)	18	16	11
訪問回数(回)	18	18	11
時間(時間)	40.5	47.5	24.5

⑮ 生活・介護支援サポーター事業

元気高齢者や団塊の世代等を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、在宅や介護施設に派遣することで、地域や介護現場における人材不足の解消を側面から支援します。

表 I-2-1-57 登録者数及び利用状況

年 度	元	2	3
在宅高齢者登録者数 (人)	564	563	547
登録介護施設数 (施設)	10	10	10
サポーター登録者数 (人)	362	303	286
利用回数 (回)	5,567	3,058	2,788

⑩ 船橋市介護に関する入門的研修実施事業 (令和2年度より開始)

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の業務に携わる上での基本的な知識や技術について学ぶ介護に関する入門的研修を開催します。

表 I-2-1-58 開催状況・参加状況

年 度	2★1	3
研修開催回数 (回)	1	2
延修了者数(人)	14	70

⑪ 東老人福祉センター事業 (指定管理者)

船橋市東老人福祉センターの指定管理者として、地域の高齢者を対象に「健康の維持」「仲間づくり」「生きがい創造」「余暇活動」などの総合的福祉サービスを提供します。

表 I-2-1-59 利用状況 (単位：人)

年 度	元	2★1	3★1
延利用者数	72,611	14,337	36,958

2. 福祉サービスに関する苦情解決制度

地域福祉課

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において市が提供する福祉サービスについて、サービス利用者からの苦情申し出に対し、各施設の苦情解決責任者による苦情解決を行うほか、サービス利用者から申し出があった場合には、中立・公正な立場である第三者委員が苦情の申し出者と施設関係者との話し合いの場に立ち会い、必要に応じて助言をすることで、苦情解決に努めます。

表 I-2-1-60 苦情受付件数

区分 \ 年度	元		2		3	
	件	%	件	%	件	%
高齢者	4	66.66	0	0.00	0	0.00
障害者	1	16.67	1	100.00	5	62.50
児童	1	16.67	0	0.00	3	37.50
その他	0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計	6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 1 苦情受付方法

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
面談		2	33.34	0	0.00	4	50.00
電話		2	33.33	1	100.00	4	50.00
書面		2	33.33	0	0.00	0	0.00
F A X ・ その他		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 2 申出人との関係

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	件
本人		4	66.67	0	0.00	0	0.00
親・子供		2	33.33	0	0.00	7	87.50
その他		0	0.00	1	100.00	1	12.50
不明		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 3 苦情の内容

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
職員の接遇		1	16.67	0	0.00	3	37.50
サービスの質や量		2	33.33	1	100.00	4	50.00
利用料		0	0.00	0	0.00	0	0.00
説明・情報提供		0	0.00	0	0.00	1	12.50
被害・損害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
権利侵害		0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他		3	50.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

表 I - 2 - 1 - 6 4 苦情解決の方法

区分	年度	元		2		3	
		件	%	件	%	件	%
利用者への説明		4	66.67	1	100.00	3	37.50
接遇改善		0	0.00	0	0.00	2	25.00
サービス内容の改善		0	0.00	0	0.00	2	25.00
その他		2	33.33	0	0.00	1	12.50
継続中		0	0.00	0	0.00	0	0.00
合 計		6	100.00	1	100.00	8	100.00

第3項 法定外援護

地域保健課

1. 原爆被爆者見舞金支給制度

原爆被爆者に対し、年1回見舞金を支給することにより、福祉の増進に役立てています。

支給額 年7,000円

表 I-2-1-65 被爆者見舞金の支給状況

区分 \ 年度	元	2	3
支給者数(人)	194	186	173
支給状況(円)	1,358,000	1,302,000	1,211,000

第4項 災害救助

地域福祉課

1. 災害見舞金等支給制度

被災者の生活の安定を速やかに取り戻すため、見舞金を支給します。

また、死亡した方の遺族または葬祭を行う方に対し、弔慰金を支給します。

表 I-2-1-66 災害見舞金等支給額

災害見舞金及び災害弔慰金 (単位：円)			特別災害見舞金 (単位：円)	
区分	見舞金額		区分	見舞金額
	単身者	一般世帯(2人以上)		
全焼(壊)	30,000	50,000	単身世帯	10,000
半焼(壊)	20,000	30,000	二人世帯	20,000
消火冠水	10,000	20,000	三人以上世帯	30,000
床上浸水	10,000	20,000		
死亡弔慰金	1人につき100,000			

表 I - 2 - 1 - 6 7 災害見舞金等支給状況

災害の種類		年度		
		元	2	3
全焼（壊）	件数	13	12	9
	金額(千円)	470	460	330
半焼（壊）	件数	30	1	2
	金額(千円)	800	20	60
消火冠水 ※平成 26 年度から対象	件数	2	4	13
	金額(千円)	30	60	210
床上浸水	件数	0	2	0
	金額(千円)	0	30	0
死亡弔慰金	件数	4	1	2
	金額(千円)	500	100	200
特別災害見舞金	件数	0	0	2
	金額(千円)	0	0	40
合 計	件数	49	20	28
	金額(千円)	1800	670	840

2. 住宅等災害復旧資金利子補給制度

台風等の災害により住宅等に被害を受けた者の生活の立直しの援護を図るため、被災者が災害復旧資金を金融機関から借り受けた場合、その借り受け残額に対して利子を補給いたします。

- ・ 利子補給率 年 3%以内
- ・ 期 間 7 年以内
- ・ 対象限度額 500 万円

表 I - 2 - 1 - 6 8 住宅等災害復旧資金利子補給金

種別	年度		
	元	2	3
利子補給申請件数	4	6	4
利子補給決定件数	1	9	4
金額(千円)	506	537	513

3. 災害援護資金の貸付

災害の被害を受けた当時、船橋市に住所を有していた方で、災害により世帯主が負傷、住居・家財等に被害があった場合の生活建て直しに資するため、世帯主に対し災害援護資金を貸付けします。

- ・ 利 率 据置期間経過後 1.5%※1（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ・ 据置期間 3 年（特別の場合※2 は 5 年）
 なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・ 償還期間 10 年（据置期間を含む）
- ・ 償還方法 年賦・半年賦・月賦（元利均等償還、ただし繰上償還可）
- ・ 違 約 金 年 5.0%（支払期日までに償還されなかった場合等）

(東日本大震災特例)

- ・利 率 据置期間経過後 1.5%※1 (連帯保証人を立てる場合は無利子)
- ・据置期間 6年 (特別の場合※2 は8年)
 なお、据置期間中は無利子で償還は不要です。
- ・償還期間 13年 (据置期間を含む)
- ・償還方法 年賦・半年賦・月賦 (元利均等償還、ただし繰上償還可)
- ・違 約 金 年5.0% (支払期日までに償還されなかった場合等)
- ・申込期間 令和4年3月31日まで

※1 千葉県からの利子補給制度あり

※2 世帯主の死亡など

表 I - 2 - 1 - 7 1 災害援護資金の貸付状況

損害の種類・程度		年度	元	2	3	
世帯主の 負傷 (1月以上) あり	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の全壊	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	住居の滅失	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財の1/3以上 の損害	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	家財及び住居に損 害のない場合	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	合 計	件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
	世帯主の 負傷 (1月以上) なし	住居の半壊・ 大規模半壊	件数	0	0	0
			金額(千円)	0	0	0
住居の全壊		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
住居の滅失		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財の1/3以上 の損害		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
家財及び住居に損 害のない場合		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	
合 計		件数	0	0	0	
		金額(千円)	0	0	0	

第5項 ホームレス自立支援対策

1. ホームレス総合相談

地域福祉課がホームレス問題に関する総合的な相談窓口となり、ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して、福祉サービスの利用等に関する相談・指導等を行うとともに、市民等からホームレス問題に関する苦情・要望等を受けた場合には、庁内関係課・関係機関と連携のもと解決を図っています。

表 I-2-1-70 令和3年度申出件数実績 (単位：件)

申出人		申出方法		相談内容	
ホームレス	0	窓口	2	荷物等撤去	0
他の公共機関	3	電話	22	福祉施設等入所	0
市民	16	市民の声	2	情報提供等	12
庁内他課	8	その他	5	生活保護・治療	5
その他	4			その他	16
合計	31	合計	31	合計	33

※「相談内容」については、1件の申出で複数の相談を受けているものがあります。

2. ホームレス巡回相談

ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者の起居する場所（主に公園・河川敷等の市内公共施設）を地域福祉課の職員（2名1組）が巡回し、これらの者と直に面接を行い、日常生活に関する相談・指導等を行っています。

また、相談の結果により、保健・医療・福祉等の各種施策の活用にかかる助言を行うとともに、庁内関係課・関係機関との連携のもと必要な支援を行っています。

《令和3年度実施状況》

- ・実施期間（回数） 令和3年4月から令和4年3月まで（年4回）
- ・延相談人数 28人

3. ホームレス問題に関する庁内連絡会議

市内公共施設を管理する課や、保健・福祉関係課など、庁内関係各課で構成した連絡会議を定期的で開催し、ホームレスに対する自立支援対策の検討・情報交換等を行い、関係各課における共通認識や連携強化を図っています。

第6項 生活困窮者自立支援

1. 生活困窮者自立支援制度

平成27年から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）等に対し、支援を行っています。

2. 生活困窮者自立支援制度の種類

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者等に対し、相談及び支援を行います。

表 I-2-1-71 相談件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
相談件数		18,962	22,671	22,214

(2) 住居確保給付事業

離職・廃業又は業務上の収入を得る機会が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある場合で、住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。

表 I-2-1-72 支給決定件数 (延長等含む) (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支給決定件数		28	1,397	403

(3) 就労準備支援事業

就業が著しく困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事するための準備として、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

表 I-2-1-73 支援件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支援件数		19	10	14

(4) 家計改善支援事業

生活困窮者に対し、家計相談及び支援を行います。

表 I-2-1-74 支援件数 (単位：件)

区分	年度	元	2	3
支援件数		32	15	20

(5) 学習支援事業

生活保護世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯等の中学生に対し、学習支援等を行います。

また、高校中退防止の取り組みとして学習支援事業参加者に対して、高校進学後の自習・面談等ができる場を提供します。

表 I-2-1-75 参加者数 (単位：人)

区分	年度	元	2	3
ひとり親世帯等		117	172	215
生活保護世帯		33	32	45
生活困窮世帯		83	87	90